

現在なんらかの在留資格が与えられている方がこれからも日本に住み続けたい場合、《永住ビザ》の申請が考えられます。《帰化》とは違いある程度の制限がありますが、それでも在留期限がなくなり、就業についての制限もなくなりますのでこれからもずっと日本で生活する事を希望される場合には検討なされてはいかがでしょうか。また、長く生活を続ける場合は日本で住宅を購入する事もあるかと思えます。多くの銀行ではローンを組む際に**永住ビザの所持が審査の対象**になります。永住ビザの取得には申請から6ヶ月から1年くらいの期間がかかるため、日本での住宅購入などを考えていらっしゃる方は取得までの期間も見越して申請する事をお勧め致します。

## ◎ 永住ビザ申請に必要な条件

1. 素行が善良であること
2. 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること
3. 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること(特例措置もあり)
4. 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること
5. 現に有している在留資格について、最長の在留期間をもって在留していること
6. 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※ 日本人や永住者の配偶者や子の場合は1と2の要件は不要

※ 日本人及び永住者の配偶者や子、特定の分野において日本国への貢献が認められる場合は原則10年の在留期間が緩和されます

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。

**やまづみ行政書士事務所**  
〒359-1126  
埼玉県所沢市西住吉 4-2-201  
電話: 04-2968-6669  
E-mail: [info@yamazumi.net](mailto:info@yamazumi.net)  
URL: <http://yamazumi.net>



やまづみ行政書士事務所  
VISA & LIFE SUPPORT